

令和3年度第8回教育委員会会議日程

開催期日 令和3年8月24日(火)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第14号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第15号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第16号 留守番電話対応機器導入の件
- 日程第7 議案第19号 令和4年度使用小学校用教科用図書採択の件
- 日程第8 議案第20号 令和4年度使用中学校用教科用図書採択の件
- 日程第9 議案第21号 令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件
- 日程第10 議案第22号 令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第11 議案第23号 財産取得(図書館情報システム)の議案に対する意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 1 4 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 3 年 8 月 2 4 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和3年度就学援助認定総括表(令和3年8月認定者)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	2	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校			1				1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	1	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校			1	1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	1	1

合計 2

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
		1				1
						0
						0
						0
0	0	1	0	0	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
		1	1
			0
			0
0	0	1	1

合計 2

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

令和3年度就学援助認定総括表

(令和3年8月6日現在)

申請世帯	153	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	137	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	136	世帯
経済的困窮世帯	53	世帯
児童扶養手当受給世帯	77	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	2	世帯
不認定世帯	16	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎9年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	153	137	16	1	11.9

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	6	9	13	10	16	17	71
上美生小学校						1	1
芽室西小学校	6	4	9	4	4	10	37
芽室南小学校							0
合計	12	13	22	14	20	28	109

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	21	15	23	59
上美生中学校		1	2	3
芽室西中学校	8	6	14	28
合計	29	22	39	90

合計

199

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	2	8	3	9	13	37
					1	1
2	1	3	2		9	17
						0
4	3	11	5	9	23	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	9	10	30
	1		1
5	3	6	14
16	13	16	45

合計

100

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	2	2	1	4	1	11
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	3			1	1	6
芽室南小学校		1			2		3
合計	2	6	2	1	7	2	20

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	3	2	7
上美生中学校				0
芽室西中学校		1	1	2
合計	2	4	3	9

合計

29

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○生活保護廃止世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室中学校 3年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 2年 1人

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

○生活福祉資金貸付世帯

芽室中学校 2年 1人

3年 1人

芽室西中学校 1年 1人

3年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第15号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和3年8月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提 出 書 類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定
 平成13年4月 1日適用
 平成14年4月 1日改定
 平成14年4月 1日適用
 平成16年4月 1日改定
 平成16年4月 1日適用
 平成21年4月 1日改定
 平成21年4月 1日適用
 平成30年2月 8日改定
 平成30年3月12日適用
 令和 2年4月 1日改定
 令和 2年4月 1日適用
 令和 3年4月 1日改定
 令和 3年4月 1日適用

日程第6

報告第16号

留守番電話対応機器導入の件について

留守番電話対応機器導入の件について、報告します。

令和3年8月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

留守番電話対応機器の導入について

教育推進課

1 導入目的

- ・ 近年教職員の長時間勤務が全国的に問題になっている中、政府が検討している働き方改革や北海道教育委員会が策定した「学校における働き方改革北海道アクションプラン」など長時間勤務の改善に向けた取り組みが進められております。本町においても、芽室町立学校における働き方改革推進プランを策定し、時間を意識した勤務と時間外勤務の圧縮に向けた取り組みを進めるため、本機を導入します。

2 対象

- ・ 町内全小中学校

3 導入始期

- ・ 令和3年10月1日より開始（予定）

4 留守番電話対応時間

- ・ 平日 小・中学校 17:30～7:30まで
- ・ 土日祝 終日※学校閉庁日を含む

5 応答メッセージについて(例)

「〇〇学校です。本日の業務は終了致しました。ご用件がある方は、業務時間内(開庁日の7時30分以降)にお電話をお願い致します。

6 運用について

- ・ 留守番電話対応時間は、応答メッセージ対応のみで、録音は致しません。
- ・ 学校が留守番電話対応の状態になり、児童・生徒の事件や事故での緊急の必要性及びコロナ等で命に関わる重大事態の場合に限り、芽室町教育委員会(62-9729)で対応する。

【文例】

令和3年●月●日

●●●●●学校

保護者の皆様へ

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁
芽室町立○○○○学校長 ○ ○ ○ ○

保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

芽室町教育委員会では教職員の「働き方改革」の一環として、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組として、芽室町立小中学校において、教職員の勤務時間外に留守番電話機能を導入いたします。

つきましては、令和3年10月1日より、「教職員が不在等で対応できない時間」17時30分～7時30分は、原則として留守番電話に切り替えさせていただきます。

保護者の皆様におかれましては、学校への連絡に際し、上記の取組に御理解・御協力をお願い申し上げます。

記

1. 留守番電話の応答文言（例）

「○○学校です。本日の業務は終了致しました。御用件がある方は、業務時間内にお電話をお願い致します。」

2. 学校が留守番電話対応の状態になり、児童・生徒の事件や事故での緊急の必要性及びコロナ等で命に関わる重大事態の場合に限り芽室町教育委員会に御連絡願います。

日程第7

議案第19号

令和4年度使用小学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和4年度使用の小学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和3年8月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

令和4年度に使用する小学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和元年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

小 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 株
書 写	教 育 出 版 株
社 会	東 京 書 籍 株
地 図	株 帝 国 書 院
算 数	東 京 書 籍 株
理 科	教 育 出 版 株
生 活	教 育 出 版 株
音 楽	教 育 出 版 株
図 工	日 本 文 教 出 版 株
家 庭	開 隆 堂 出 版 株
保 健	株 学 研 教 育 み ら い
英 語	教 育 出 版 株
道 徳	東 京 書 籍 株

令和2年度から使用する小学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・学習課題を設定し、見通しを持たせるとともに、文章やその構成に着目して考え整理したものについて話し合うといった考えを広げたり深めたりする学習活動などにより、自ら課題を発見して解決方法を探りながら表現することや、伝え合う力を高めるための工夫がされていること。 ・北海道との関わりのある身近な内容を取り上げている教材数が多く十勝出身の高木姉妹がオリンピックでメダルを取ったときの新聞記事を題材にするなど、子どもたちにとって身近な内容を取り上げ、興味を持って学習意欲を高める工夫がされていること。
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・硬筆と毛筆の関連について、点画の筆使いやひらがなの筆使い、点画のつながりや文字の組み立て方など、毛筆で学んだことを活かして硬筆で書く学習活動を通して、硬筆による書写の能力の基礎を身に付ける工夫がされていること。 ・文字の成り立ちや身の回りにある文字について理解を深めたり、はがきの書き方や俳句・短歌、小筆を生かして書くことを取り上げるなど、日本の伝統的な慣習や文化を尊重できるように配慮されているとともに、幅広い知識と教養が身に付くよう工夫されていること。
社 会	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の国土の様子や米づくりなどの生産性や品質を高める努力について調べるなど、我が国の国土と産業についての理解を深める工夫や、北海道に関連した教材としてアイヌの人たちの伝統や文化を守る取組を写真等で掲載するなど、郷土に対する理解や愛情を養う工夫がされていること。 ・自然災害から暮らしを守るための防災・安全教育について、家庭で備えているものを話し合う活動を設定したり、単元の最後に「ひろげる」を設定して、知識を広げたり理解を深めたりすることができるように、発展的な学習内容を多く取り上げる工夫がされていること。
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の歴史と世界文化遺産を関連付けて調べたり、外国とのかかわりを調べたりする活動を設定するなど、優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活、グローバル化する国際社会における我が国の役割などを理解することについて工夫がされていること。 ・頻発する自然災害に関する内容を取り上げ、防災・安全教育について配慮されているとともに、雪の多い都市の工夫を示した札幌市中心部の地図で学習意欲を喚起したり、キャラクターの吹き出しで児童の興味・関心を高めたりする内容を掲載するなど、主体的・対話的で深い学びの実現に資する工夫がされていること。
算 数	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・数学的な見方や考え方を働かせる資質・能力を育むため、各単元の出口において数学的な見方・考え方に焦点をあてて振り返るためのページを設けたり、数量関係や図形問題などの活動を通して、算数の楽しさや良さを体感し、日頃の生活で応用する力を育むための工夫がされていること。 ・北海道の課題である基礎・基本の定着のため、学習意欲やつまずきなどへ必要に応じて自主的に取り組む際に活用する教材を設け、補足的な学習に関する問題等の充実が図られていること。

種 目	発 行 者	理 由
理 科	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の事物・現象に関心や意欲をもって主体的に関われるよう配慮するなど、主体的・対話的で深い学びにつながる工夫がされているとともに、理科の見方・考え方を働かせる児童の姿を参考として示し、学習の中で児童が考え方を働かせやすいように工夫がされていること。 ・北海道の地域素材が 63 か所と数多く掲載され、そのうち十勝管内の資料も 4 か所取り上げられており、児童が身近に感じ、興味・関心が高まるとともに学習意欲の向上が図られること。
生 活	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や生活環境、社会を題材にして、心身の成長を促す様々な活動が設定され、それを生かして、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育む工夫がされているとともに、中学年以降の学習への見通しや期待が持てるように、学習を振り返りながら、社会科や理科へのつながりを示す工夫がされていること。 ・幼児期の学びが学校生活や教科学習につながるよう入学から徐々に学習へと移行するための工夫がされているとともに、身に付けた資質や能力を他の教科で発揮したり、逆に他の教科で身に付けたものを生活科で発揮できるよう小学校低学年における他の教科との関連について工夫されていること。
音 楽	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・曲や演奏の良さと楽しさを見いだしながら聴いたり、いろいろな楽器やリズム・和音を使って楽しんだり、演奏する活動を設定するなど、音楽づくりや基礎的な鑑賞能力を高める工夫がされているとともに、めあての設定や解説などにより、主体的に学習に取り組むための工夫や見通しをもって学習することができるよう配慮されていること。 ・我が国の音楽の教材や郷土の音楽の教材を取り上げ、我が国の伝統と文化を尊重する心を育むよう配慮がなされていること。
図画工作	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> ・表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、つくり出す喜びを味わい、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質や能力を育むための工夫がされていること。 ・地域とのつながりなどを取り上げて社会への参画について考えたり学びが生活に結びつくことによりそれを家庭や地域社会で活かし、より豊かな生活を創造する態度を育むための工夫されていること。
家 庭	開隆堂出版	<ul style="list-style-type: none"> ・各題材が「学習のめあて」で始まり、課題解決型学習を通して、最後に「ふり返ろう・生かそう」で家庭実践につなげるよう工夫し、学習過程で「できたかな」チェックを取り入れるなど、課題の解決に向かうためのステップを示し、児童が主体的に無理なく学習を進めるための配慮がされていること。 ・育成を目指す資質・能力を「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」の 3 つの柱として、23 の大題材、59 の小題材で構成し、基礎的な学習をした後に、基本的な知識及び技能を応用的な教材で活用するなど、2年間を通して系統的・発展的に学習できるよう工夫されていること。

種 目	発 行 者	理 由
保 健	学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・元気に外遊びをすることや年齢を越えて共にスポーツを楽しむ様子を示したり、オリンピックなどで活躍した選手を掲載し、スポーツを見る関わり方についても示すとともに、毎日の生活の中でも運動や体を動かすことを紹介したり、生活習慣病を学ぶ中で、その主な原因や心臓病・脳卒中、がん教育、パソコンやタブレットによる健康への影響を取り上げるなど、運動領域とのつながりや時代の状況に即した健康教育について工夫がされていること。 ・不安や悩みを誰かに相談したり対処法を探る事例やいじめについて取り上げ、自分の経験を振り返ったり、不安や悩みを抱えたときにどうするかなど、子どもたちが成長していく段階における心の健康についての学習に工夫がされていること。
英 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びという点において、よりよいコミュニケーションの在り方や言語・文化への気づき・発見などの問題解決型の学習や、自分の考えや気持ちなどを話す活動に工夫がされているとともに、中学年からの接続に配慮されていること。 ・タンチョウヅル・ラベンダー畑・みそラーメン・雪まつり・ジャンプ台など、北海道と関わりのある多くの題材が採用され、教科化となる英語科に子どもたちが興味や関心を持つような身近な話題が掲載されていること。
道 徳	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを通して道徳的価値について考える活動などを設定し、児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう工夫されているとともに、いじめや犯罪につながる危険性が高いSNSについて、自分や他の人の個人情報を守るための情報モラル教育に工夫がされていること。 ・コミュニティ・スクールの導入が進む中で、家庭や地域社会との連携・共通理解を深める学習活動が設定されているとともに、北海道の地域素材を取り上げて郷土を愛する心を育む工夫がされていること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抜すい）

（昭和三十八年十二月二十一日）

（法律第百八十二号）

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（平一〇法五四・平一一法八七・平一五法一一七・一部改正）

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（平二五法四四・一部改正）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（平一一法一六〇・平二六法二〇・一部改正）

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一九法九六・平二六法二〇・平二七法四六・一部改正）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抜すい）

（昭和三十九年二月三日）

（政令第十四号）

（採択の時期）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（平一五政一一一・平二六政二九三・一部改正）

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

（平二政六六・平一二政三〇八・平一九政三六三・平二〇政二二四・平二六政二九三・一部改正）

○芽室町立学校管理規則（抜すい）

昭和51年12月22日

教委規則第6号

（教科書の採択）

第41条 学校において使用する教科書は、第12地区教科書採択教育委員会協議会の決定に基づき委員会が採択する。

日程第 8

議案第 20 号

令和 4 年度使用中学校用教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 4 年度使用の中学校用教科用図書を採択しようとするものであります。

令和 3 年 8 月 24 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

令和4年度に使用する中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、令和2年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定した教科用図書を次のとおり採択する。

中 学 校	
種 目	発 行 者 名
国 語	教 育 出 版 ㈱
書 写	教 育 出 版 ㈱
社会（地理的分野）	東 京 書 籍 ㈱
社会（歴史的分野）	東 京 書 籍 ㈱
社会（公民的分野）	東 京 書 籍 ㈱
地 図	㈱ 帝 国 書 院
数 学	東 京 書 籍 ㈱
理 科	㈱ 新 興 出 版 社 啓 林 館
音 楽（一 般）	教 育 出 版 ㈱
音 楽（器楽合奏）	教 育 出 版 ㈱
美 術	日 本 文 教 出 版 ㈱
保 健 体 育	㈱ 学 研 教 育 み ら い
技術・家庭（技術分野）	開 隆 堂 出 版 ㈱
技術・家庭（家庭分野）	開 隆 堂 出 版 ㈱
外 国 語	教 育 出 版 ㈱
道 徳	東 京 書 籍 ㈱

令和3年度から使用する中学校用教科用図書における採択結果

(第12地区教科書採択教育委員会協議会)

種 目	発行者	理 由
国 語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・「書くこと」について、具体例を基に一般的な特徴を導き説明文を書く活動や、読み手の助言を踏まえて自己PR文を書く活動を通して、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりする学習活動を設定するなどの工夫がされていること。 ・複数の新聞を比較しながら構成する情報について整理し、それぞれの効果について理解する活動や、和歌の技法や歴史的背景を理解しながら、歌のリズムを味わう学習活動などを設定するなどの工夫がされていること。 ・第2学年で学習した、物語の構成や展開を意識して書き、表現の工夫や効果について考えながら「ショートショート」を書く活動を踏まえ、第3学年で、中学校での学習を振り返り、読み手に自分の思いが伝わる作品集を作る活動を設定するなど、系統的・発展的に学習できるような工夫がされていること。
書 写	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・硬筆の取扱内容において、レイアウトや筆記用具を工夫して書いたり、身の回りで見かける文字の表現効果について考えたりする活動を通して、文字文化の豊かさに触れ、効果的に文字を書く学習活動を設定するなどの工夫がされていること。 ・速く書くための筆脈を意識した筆の動き、行書に調和する平仮名を書くための筆使いなど、毛筆で学んだことを生かして硬筆で書く活動を通して、硬筆による書写の能力の基礎を身に付ける学習活動などが取り上げられており、「文字を書く力」を高める工夫がされていること。 ・学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、「考えよう」を参考にして、点画の形や方向の変化について考えたり、「点画の形」や「点画の方向の変化」など、書写の学習用語を用いて学習した内容について話し合ったりするなど、考えを広げたり深めたりするような工夫がされていること。
社 会 地理的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・「見方・考え方」や「もっと地理」などのコーナーを設けるなど、興味・関心や学習を深めるための様々な工夫がされていること。 ・身近な地域の調査において、高知県高知市の調査事例を示し、自然や人口、産業、交通などの地理的な事柄に目を向け、調べ学習に必要な技能を身につける「スキル・アップ」の欄を設け、探求的な学習を主体的に進めたり、防災をテーマに課題の整理と解決策を提案するなど、学習を通して地域社会への参画意識を高めるような工夫がされていること。 ・各単元の学習を、単元全体を貫く問いである「探求課題」と、解決を補助する問いである「探求のステップ」、各単位時間の「めあて」である「学習課題」の3段階に構造化し、細かいステップで思考、判断した内容を適切に表現する力を身に付けられる工夫がされていること。

種 目	発行者	理 由
社 会 歴史的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・各章の終わりに、基礎基本の「学習をふり返ろう」や、まとめ活動で「みんなでチャレンジ」を設けたり、「ピラミッドストラクチャ」、「ウェビング」、「ステップチャート」など多様な活動によって、時代の特色を捉えられるような工夫がされていること。 ・学習の初期段階に「スキルアップ」の欄を設けて、集める、読み取る、まとめるなど、歴史の学習の基礎・基本を提示したり、「見方・考え方」の欄では、学習を深める具体的な作業や活動の仕方を提示するなどの工夫がされていること。 ・身近な地域の歴史について、「アイヌ文化とその継承」として、儀式や神話、生活の様子などの資料を掲載しているほか、13世紀以降のアイヌ文化の成立、展開や継承の動き、また、シャクシャインの戦いや北海道旧土人保護法、アイヌ文化振興法の制定の変遷や差別、偏見をなくす取組みなどを、より系統的かつ客観的に記述するなどの工夫がされていること。
社 会 公民的分野	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの人たちの歴史・文化等について、「差別」という視点からだけではなく、先住民族としての位置付けや同化政策とともに、国際的な関心の高まりに触れるなど、多面的・多角的な学習が展開できるように工夫がされていること。 ・地元十勝の芽室町の議会改革を取り上げるなど、北海道十勝の事例から地方自治を考察できるようになっており、生徒たちにとって身近な教材として学習意欲を喚起する工夫がされおり、また、旭川市のアイヌ語の地名表示板の写真を掲載するなど、北海道に住む生徒たちや保護者の関心を高める工夫がされていること。
地 図	帝国書院	<ul style="list-style-type: none"> ・「地図帳の使い方」で3ページを使ってより詳しく説明しており、使いやすく構成されていること。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応について、「地図活用」のコーナーを設け、地図の読図や比較を通して分かることを整理したり、資料図に「学習課題」を設け、テーマに沿って考察するなどの学習活動を設定する工夫がされていること。 ・「日本の資料図」において、農業や工業について様々な資料を掲載し、さらに、世界との結び付きが明示されており、日本の農業や工業が世界との貿易の中で成り立っていることを深く学ぶことができる工夫がされていること。
数 学	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒自ら課題意識をもち、解決を図るとともに、「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」を意識づけることにより、考える力や学びに向かう力などを高める工夫がされていること。 ・「Q」から始まる数学的活動を促す「考えてみよう・調べてみよう」などで、生徒が既習を生かして、新たな知識・技能と関連付けて深く理解し、様々な場面で活用できる技能へ高められるような工夫がされていること。 ・他教科と関連のある題材に「教科関連マーク」を示し、教科横断的な学習の参考になるように工夫するとともに、「D」マークのついた箇所では、関連する他教科の教科書紙面をデジタルコンテンツを使って閲覧できるようにするなど、随所にカリキュラム・マネジメントの重要性を感じさせる工夫がされていること。

種 目	発行者	理 由
理 科	啓林館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 单元ごとに「探Qシート」を設け、生徒の活動をサポートするようにするとともに、自ら考える場や対話的な学びの場として、「話し合ってみよう」「考えてみよう」「表現してみよう」、さらには、生活の中の何気ない疑問を、対話を通して解決する場として、「みんなで解決」を設けるなど、様々な工夫がされていること。 ・ 多くの動植物や自然環境を紹介し、自然の共通性・多様性と豊かさに目を向けるとともに、天気の変化がもたらす恵みと災害にかかわる事例について考察させ、さらには、「防災ラボ」では、自然災害の仕組みや影響、備えるための技術や取組などを紹介し、当事者意識をもたせる中で、他者との協働にも配慮がされていること。 ・ 学ぶ意欲を高め、探究しようとする態度を育てる中で、科学を学ぶ有用感を育て、基礎・基本や科学的な思考力・判断力・表現力等を高めるなど、学び続ける姿勢を育てるような工夫がされていること。
音 楽 一 般	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「表現」や「鑑賞」に関する能力を育成する上で共通して必要とされる「共通事項」について、意識しながら旋律や曲の構成と音の重なりを理解して歌ったり、曲の流れを感じ取って聴いたりする学習活動を設定する工夫がなされており、全学年で、目次を学習内容に応じて3色に色分けして、これに対応するよう教材を分類するなど、学習内容と各教材の関連を意識した工夫がされていること。 ・ 「Let's Sing」や「Let's Try」のページを設けて、全学年を通して基礎的な事項の確認や理解が深まるような工夫がされていること。 ・ 「音楽を形づくっている要素」について、どんな特徴があるか実際に音楽を聴いて話し合う場面を設定したり、歌についても曲想の変化を感じて歌ったり、歌詞の内容を味わいながら歌ったりするなど、感じ取った気持ちを表現する歌い方の工夫があり、基礎・基本的な知識や技能を学ぶことができるような工夫がされていること。
音 楽 器 楽 合 奏	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確に「演奏の仕方を身につける」と明示し、基礎的な奏法を身につける学習を示しており、掲載されている楽器曲の曲数も豊富なことから、器楽を通して生徒の感性を育てる工夫がされていること。 ・ 楽器の構え方などの写真や図を参考にして、楽器の奏法が身につくように配慮されており、楽器ごとに簡単な独奏や二重奏を演奏したりできるように工夫がされていること。 ・ 和楽器や打楽器、リコーダーなどで、主旋律を生かした演奏や曲想を感じ取った演奏など、表現の工夫であったり、音色に気をつけて演奏したりする表現活動などを通して、我が国や郷土の伝統音楽など、音楽の良さを味わうことができるような工夫がされていること。
美 術	日本文教出版	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視点の違いや構図を工夫した絵を描いたり、量感や動勢などを生かし、感情やイメージを立体に表したりする活動を設定する工夫がされていること。 ・ 北海道と関わりのあるアイヌ文化（着物や木彫）や北海道出身の作家（大西、本濃）や彫刻、シンボルマークなどを大きく取り上げ、学びが生活に結び付くような工夫がされていること。 ・ 冒頭に「いろいろな私に会う3年間の成長地図」を示して、3年間の学びが見通せるように構成しており、自分たちの学びが、どこに向かおうとしているのかをコンパクトに示し、目標を明確に共有できるような工夫がされていること。

種 目	発行者	理 由
保健体育	学研教育みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・「傷害の防止」について、緊急地震速報が出されたときの行動について話し合ったりする活動を通して理解を深めるとともに、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現する学習活動を設定するなど、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることを学べるような工夫がされていること。 ・小学校で学習した喫煙や飲酒の開始のきっかけや理由について振り返る学習をした後に、個人や社会的環境の要因、防止に向けた対策を取り上げるなど、系統的・発展的に学習できるように工夫がされていること。 ・運動やスポーツの多様性の学習において、学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、生涯にわたってスポーツを楽しく続けるポイントについて考え、大人になってもスポーツを継続するために必要な環境や工夫について発表し合うなど、自分の考えを広げたり深めたりすることができるような工夫がされていること。
技術・家庭 技術分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の興味・関心を高めることができる写真やイラスト、図表、コラム等を各ページに多く掲載しており、実践的・体験的な学習活動や実習が多い教科として、生徒の学習意欲を高めるための工夫がされていること。 ・各小項目の冒頭に授業の動機付けとなる「導入課題」や、学習を振り返り、学びを深めることができる「学習のまとめ」を掲載するなど、学習者の視点に立った工夫がされていること。 ・「生物育成の技術による問題解決」において、生活をよりよくする方法を考え実践したり、自分の考えの根拠や理由を明確にして説明するなど、身近な生活との関連について工夫がされていること。
技術・家庭 家庭分野	開隆堂	<ul style="list-style-type: none"> ・消費行動と地球環境、エネルギー消費と環境保全など、SDGsを取り上げ、世界の国々との連帯を意識した学びについての工夫がされていること。 ・「衣食住の生活」「消費生活・環境」「家族・家庭生活」の3つのシンプルな内容構成になっているため分かりやすく、また、目次にも3つの区分が3色で示されており、学習のプロセスが明確になる工夫がされていること。 ・「環境」「防災」「伝統文化」などのマークはもちろん、「暮らしの中のマーク」も多く紹介されており、「先輩からのエール」「豆知識」などを掲載したり、中学生キャラクターや学習案内キャラクターを活用したりするなど、生徒の学習意欲を高める工夫がされていること。
外国語	教育出版	<ul style="list-style-type: none"> ・学習課題を設定し、見通しをもたせるとともに、スピーチ原稿を書いたり、グループで課題解決を図ったりすることや、「生きて使える英語力」や即興的な英語力を培うような工夫がされていること。 ・既習事項の復習、予習に活用したり、4技能5領域のコツがわかる配慮をしたりするなど、学び方を学べる工夫がされていること。 ・コミュニケーションに必要な知識と教養、社会への参画、環境の保全等に寄与しようとする態度を育成するような学習活動を設定し、取り扱い内容や構成・排列、学びのユニバーサル等工夫がなされていること。

種 目	発行者	理 由
道 徳	東京書籍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考えを深めるための話し合いの手順を示す「話し合いの手引き」を配置し、生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるような工夫がされていること。 ・ 道徳的な問題の解決に向けて話し合うことができる教材を配置し、様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考え、主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力が養われるような工夫がされていること。 ・ いじめの問題に関する教材を各学年とも集中して特集し、いじめの態様について考察するため、各学年でイラストやコミックスを活用し、自分事として考えやすく取り組めるような工夫がされていること。

日程第9

議案第21号

令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する
教科用図書採択の件

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和4年度使用の小学校及び中学校用教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択しようとするものであります。

令和3年8月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する
教科用図書の採択について

令和4年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、次のとおり採択する。

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、令和4年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料〈令和3年6月北海道教育委員会作成〉のすべての図書を採択する。

○学校教育法（抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

③ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)については、政令で定める。

（昭二八法一六七・昭四五法四八・昭五八法七八・平一一法一六〇・一部改正、平一九法九六・旧第二十一条繰下）

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

（昭二八法一六七・全改、昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一一法一六〇・平一八法八〇・一部改正、平一九法九六・旧第七十条・一部改正）

日程第10

議案第22号

令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和3年8月24日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第223号

令和3年8月24日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和3年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 1 1

議案第 2 3 号

財産取得（図書館情報システム）の議案に対する意見申し出の件
（非公開）

財産取得（図書館情報システム）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 3 年 8 月 2 4 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第224号

令和3年8月24日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

契約締結について（申出）

このことについて、別添のとおり契約を締結いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し上げます。

（教育推進課教育総務係）

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（関係条文抜すい）

昭和39年3月31日条例第21号

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和52年11月16日教委規則第4号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件1,000万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1件1,000万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第3条 教育長は、第1条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。